

障がいのあるあなたを応援します

障害者就労支援センター

エンジョイワーク・ひろ

障害者就労支援センター「エンジョイワーク・ひろ」は、運営をNPO法人りんくに委託し、就労を希望する障がいのある方の就労相談や、就労後の悩みなど就労に関する相談を受けています。

詳しくは、同センターホームページ (http://e-w-coccol.com) をご覧ください。

「働きたい」という気持ちを現実させるために必要な支援のネットワークをコーディネートします。

詳しくは、同センターホームページ (http://e-w-coccol.com) をご覧ください。

初めて利用する方には、「働くこと」に対する状況などを聞き、準備が必要な場合にはそのための基礎訓練の方法を提案します。準備が整ったが自信がなくて不安であるという方には、企業実習や職場体験の相談を受けます。

詳しくは、同センターホームページ (http://e-w-coccol.com) をご覧ください。

就労生活の前に、生活・健康面の安定、職場体験を通じての自己理解などの課題がある方には、コーディネーターが共に考え、一緒に解決します。

詳しくは、同センターホームページ (http://e-w-coccol.com) をご覧ください。

また就職してからも、安定した職業生活を送れるように必要に応じ、職場などを訪問し、問題があれば解決の方法を雇用先と相談します。さまざまな理由で、職場を離れた方には再就職の支援をします。

詳しくは、同センターホームページ (http://e-w-coccol.com) をご覧ください。

ハローワーク、障害者職業センター、職業能力開発施設

詳しくは、同センターホームページ (http://e-w-coccol.com) をご覧ください。

シルバー人材センターと一緒に働きませんか

シルバー人材センターは、市内に居住する働く意欲のある原則60歳以上の方に、臨時的・短期的な就業の機会を提供し、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図り、活力ある地域社会づくりを担うために設置された公益法人で、法律に基づき活動しています。

健康で働く意欲があり、シルバー人材センターの趣旨に賛同していただける方(毎月第1・2木曜日(祝日を除く)に開催する入会説明会に出席し、第3木曜日に開催する入会手続のための説明会を受講してください。いずれも午前10時までにご来所ください)



全国約8割を超える地域で、約80万人の高齢者の方が、この事業に参加し、幅広い分野で活躍し地域社会で生き生きと仕事をしています。会員数は、千33人(平成30年4月1日現在)で、市の60歳以上人口に占める会員の割合は3・7%です。都平均の2・2%を大きく上回り、人口10万人以上の都市では、東京都でも上位の入会率を誇っています。また、前年度の受託事業収入は4億7千万円近くまでに達しました。

働くことが適度な運動となり、健康の維持や介護予防の効果を高めています。

【利用案内】

【利用案内】

【開所日原則】月曜～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時(祝日を除く)

【開所日原則】月曜～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時(祝日を除く)

【利用方法】電話またはファクスでご連絡ください

【利用方法】電話またはファクスでご連絡ください

【収入状況】センターでの就業は、請負業務の就業と労働者派遣による就業があります。センターへの入会は就職ではありませんので毎月一定の額を保証するものではありません。平成29年度のセンターで就業した会員の年間平均配分金はおよそ39万円でした。

【収入状況】センターでの就業は、請負業務の就業と労働者派遣による就業があります。センターへの入会は就職ではありませんので毎月一定の額を保証するものではありません。平成29年度のセンターで就業した会員の年間平均配分金はおよそ39万円でした。

【入会方法】対市内居住で原則60歳以上の

【入会方法】対市内居住で原則60歳以上の

主な仕事例

Table with 2 columns: 管理分野, サービス分野, 技能分野, 一般作業分野, 事務分野, 技術分野. Rows include: 駐輪場、集会施設、運動施設; 広報紙配布、家事援助、子育て支援; 植木手入れ、ふすま・障子・網戸張替、出張ヘアカット、リビングサポート (家庭内簡易修理、家具転倒防止金具取り付け、粗大ゴミ搬出、蛍光灯交換等); 除草、屋内・外清掃、植木水やり; 毛筆筆耕、事務補助; 学習教室教師、各種講座講師、経理事務、パソコン・スマホ指導、和服・洋服リフォーム、着物着付、手工芸品作製

【問い合わせ】8-21-042-333-6141

児童育成手当 新規申請は5月中に

児童育成手当は、6月支給分から審査対象所得の年度が変わり、平成29年中の所得で審査します。

平成28年中の所得が所得制限限度額を超えていた方も、6月分以降は受給できる場合があります。市内在住で、平成29年中の所得が表1の所得制限限度額未満の保護者の方は、申請してください。

支給対象等は表2のとおりです。

手当は、原則、申請受付日の翌月分から支給します。6月分から受給するためには、5月31日までに申請手続が必要です。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

なお、現在支給されている方は、申請する必要はありません。

【問い合わせ】子育て支援課手当助成係 (☎042-387-9839)

表1 所得制限限度額

Table with 2 columns: 平成29年中の税法上の扶養人数, 児童育成手当(育成手当・障害手当). Rows: 0人 (368万4千円), 1人 (406万4千円), 2人 (444万4千円), 以降1人増すごとに38万円を加算

※社会保険料控除分(一律8万円)を含む金額です
※所得額=収入から必要経費などを差し引いた額(給与所得者の場合は給与所得控除後の金額)です
※このほか各種控除(医療費控除、寡婦控除、障害者控除等)を所得額から差し引くことができます場合があります

表2 支給対象等

Table with 4 columns: 区分, 対象, 手当の額(月額), 申請に必要なもの. Rows: 育成手当 (平成12年4月2日以降に生まれた児童を養育しているひとり親家庭などの方), 障害手当 (20歳未満の心身に障がい)

※児童福祉施設などに入所している児童を除きます

子育て・子育て支援 骨盤リセット



予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

【開催日時】6月11日(月)午前10時～正午 所公民館貫井北分館
【開催場所】貫井北分館
【参加費】無料
【申し込み】5月16日から、電話または直接、公民館貫井北分館(☎042-385-3401)へ

教科書展示会

平成31年度に使用する中学校用「特別の教科書道徳」の教科書の展示を行います。
【開催日時】5月22日(火)～6月24日(日)
【開催場所】図書館休館日を除く 所図書館本館、図書館貫井北分室
【問い合わせ】子育て支援課(☎042-387-9877)

おはなし会(5月～9月)

毎月最終土曜日午前10時30分から(30分程度) 所公民館 緑分館 絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊び、パネルシアターなど
【対象】3歳～小学校3年生程度(保護者同伴可)
【申し込み】日直接会場へ 所図書館緑分室(☎042-387-7302)

